

第6章

計画の効果的な推進に向けて

1 計画の継続的なモニタリング

本計画においては、基本的な方針に基づき、長期的な取組として施策を実施していく必要があることから、計画期間を10年間としています。なお、今後の社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行うものとします。住宅政策の大幅な変更が早急に必要と判断した場合には、適時、計画の見直しや所要の変更を行うものとします。

本計画の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて、施策・事業の進捗状況等を把握し、その効果について適宜分析・評価を行います。

また、将来像の実現に向けて更に対応が必要と判断したものや、計画期間中新たな対応が求められたものに関しては、必要な施策等について検討を進めていくこととします。

2 各主体の役割

(1) 行政（県、市町村）

愛知県は、総合的な施策の実施主体として、住生活基本計画の策定、計画に基づく各種制度・基準等の立案、運用及び普及・啓発、市町村間の連携支援、各種情報発信等を行い、関係主体との連携のもとで住まい・まちづくり施策を推進する役割を担います。

また、本県は大都市圏から山間地域まで様々な地域特性を有し、地域によって人口の増減の差が著しい等、それぞれの地域ごとで課題の優先順位が異なることから、地域特性を踏まえた取組を推進していきます。

本計画の目標の実現に向けては、防災・減災、高齢者福祉、子育て支援、環境・エネルギー等、住生活の各分野にわたる総合的な取組が重要であり、これらを担う関連部署・機関との密接な連携による取組を促進していきます。

さらに、県域を越えた広域的な災害等も踏まえ、必要に応じて近隣県との連携も検討します。

市町村は、本計画の将来像、基本的な方針及び目標を共有し、地域の特性や実情に応じた具体的な取組を推進するとともに、県と連携した取組に当たっては地域に最も精通した主体としての役割を果たし、目標の実現を図ります。



(2) 公的団体

愛知県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人住宅金融支援機構等の公的団体は、専門性の高い分野に特化した公的機関として、それぞれの専門領域において必要な取組を行っていきます。

また、愛知県地域住宅協議会は、県や市町村、関係団体等を結びつけ、情報共有を図るプラットフォームとしての役割を担います。



(3) 住宅関連事業者、建築関係団体、金融機関

住宅関連事業者や建築関係団体は、良質な住宅ストックの形成や、既存住宅を含めた住宅流通市場の整備・活性化に向けた適切なサービスの提供・情報発信など、市場における主体的な取組のなかで、本計画の基本的な方針や目標に応じて県と連携・協働し、目標の実現を図ります。特に、県民のニーズの変化に応じた新たな取組や、既存ストックの有効活用などにおいては、専門技術や知識を生かした取組が期待されます。

また、本県の住まい・まちづくり関係団体である、愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会、愛知ゆとりある住まい推進協議会、マンション管理推進協議会、愛知県建築物地震対策推進協議会、愛知県建築安全安心マネジメント協議会等については、本計画の施策の実施に関し、各主体と連携・協働し、横断的かつ積極的な取組を行うことで相乗的な効果が期待されます。

一方、金融機関においては、県民や事業者が住宅の取得・建設・改修・管理運営などを行う上で必要な資金の調達等を支える役割を果たしています。引き続き、そうした役割を果たすとともに、既存住宅の購入・改修や高齢者等への融資、及び住宅の瑕疵や自然災害等を踏まえた保険の提供などの取組の進展が期待されます。



(4) 県民・地域団体・NPO

地域の特性や実情に応じた住まい・まちづくりを推進していくためには、地域のことは地域で考え行動することが重要であり、地域における日頃の繋がりが、防災や高齢化への対応等、様々な住まい・まちづくりの課題解決には有効です。住まい手である県民や自治会・町内会などの地域団体、まちづくりNPO、中間支援組織等、多様な主体が密接に関わりながら住まい・まちづくりに参画し、各主体との協働により目標の実現に向けた取組を行うことが望まれます。

